

特定事業場の排水基準（※排水基準を定める総理府令による）有害物質

項 目	基準値 (mg/l)	備 考	
カドミウム及びその化合物	0.1	1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際限にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	
シアン化合物	1		
有機リン化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1		
鉛及びその化合物	0.1		
六価クロム化合物	0.5		
砒素及びその化合物	0.1		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005		
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	0.003		
ジクロロメタン	0.2		
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	1		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		
1,1,1-トリクロロエタン	3		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		
トリクロロエチレン	0.3		
テトラクロロエチレン	0.1		
1,3-ジクロロプロペン	0.02		
チウラム	0.06		
シマジン	0.03		
チオベンカルブ	0.2		
ベンゼン	0.1		
セレン及びその化合物	0.1		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(注) 100		
ほう素及びその化合物	(海域以外)		10
	(海域)		230
ふっ素及びその化合物	(海域以外)		8
	(海域)	15	

(注) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量